

国民健康保険特別療養費に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険料の滞納世帯に係る特別療養費の取扱いについて、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令並びに国民健康保険法施行規則に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 法 | 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号） |
| (2) 政令 | 国民健康保険法施行令（昭和33年12月27日政令第362号） |
| (3) 省令 | 国民健康保険法施行規則（昭和33年12月27日厚生省令第53号） |
| (4) 資格確認書 | 神奈川県国民健康保険資格確認書 |
| (5) 資格確認書（特別療養） | 神奈川県国民健康保険資格確認書（特別療養） |
| (6) 保険料 | 国民健康保険料 |

(特別療養費の支給対象)

第3条 区長は、法第54条の3第1項又は第2項の規定により保険料を滞納している世帯主に対して納付に資する取組を行っても、なお当該保険料が納付されない場合において、当該世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養等を受けたときは、療養の給付等に代えて特別療養費を支給する。

特別療養費の支給対象は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する被保険者とする。

- (1) 特別の事情がなく、当該保険料の納期限から省令で定める期間が経過しても納付がない世帯
- (2) その他区長が特に必要と認めた世帯

2 前項各号に規定する世帯に属する被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者及び次の各号のいずれかに該当する被保険者（以下「原爆一般疾病医療費の支給等受給者」という。）は適用除外とする。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給を受けている者
- (2) 政令第29条の2第8項又は省令第27条の12に定める医療に関する給付を受けている者
- (3) 公費負担医療受給者
- (4) 川崎市単独医療費助成制度適用者

(特別療養費支給予告通知)

第4条 区長は、特別の事情等がないにもかかわらず、納付に資する取組を行ってもなお長期にわたり当該保険料を納付しない保険料滞納世帯に対して、省令第27条の4の4第1項の規定に基づき『国民健康保険特別療養費支給予告通知書』（様式1）を、世帯主あて交付する。

(特別の事情等の届出)

第5条 区長は、第4条の規定により特別療養費支給予告通知を行う場合において、原爆一般疾病医療費の支給等受給者又は政令第28条の6に規定する特別の事情がある場合は、『特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書兼弁明書』（様式2）に、その事実を証する書類を添えて届出を求める。

2 前項の規定により、世帯主から『特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書兼弁明書』の提出があった場合、区長は内容を確認した上で受理する。

(弁明の機会の付与)

第6条 区長は、第4条の規定により特別療養費支給予告通知を行う場合、世帯主に対して、提出期限を付した上で『特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書兼弁明書』により弁明の機会を付与する。

2 前項の規定により、弁明書を提出する場合は、その事実を証する書類を併せて提出するものとする。

3 第1項の規定により、世帯主から提出期限までに弁明書の提出があった場合、区長はこれを受付し、弁明の内容を審査する。

(特別療養費支給に係る事前通知)

第7条 区長は、第4条の通知にもかかわらず当該保険料を引き続き滞納する世帯について、法第54条の3第3項の規定に基づき『特別療養費の支給に係る事前通知書』(様式3)を、世帯主あて交付する。

また、第6条による弁明書が提出期限までに提出されない場合又は弁明によっても予定されている当該処分は正当であると認められる場合は、特別療養費の事前通知を行うこと。

(資格確認書返還請求)

第8条 区長は、第7条の規定により通知を行うときは、併せて、省令第27条の5の2第1項の規定により当該保険料滞納世帯主に対し、当該保険料滞納世帯主と同一の世帯に属する被保険者に係る資格確認書の返還(以下「返還請求」という。)を求める。返還請求を行う場合は、『神奈川県国民健康保険資格確認書返還請求通知書』(様式4)を世帯主あて交付する。

2 前項の規定により資格確認書が返還された場合(省令第27条の5の2第3項に基づくみなし返還を含む)は、保険料滞納世帯主に対し、当該被保険者に係る資格確認書(特別療養)を交付する。

(特別療養費から療養の給付等への切り替え)

第9条 特別療養費支給対象世帯のうち、世帯主又は世帯に属する被保険者が、次の各号のいずれかに該当した場合、区長は、『療養の給付等に係る事前通知書』(様式5)を世帯主あてに交付し、次の被保険者に対して療養の給付等を行う。

(1) 以下の事由に該当する場合、当該世帯に属する被保険者

ア 世帯主が滞納している保険料を完納した場合

イ 政令第28条の7の規定により世帯主の滞納保険料が著しく減少した場合

ウ 世帯主が政令第28条の6に規定する特別の事情に該当し、第5条による届出があった場合

エ 世帯主が第6条第2項の規定により提出された弁明書を審査した結果、区長が納付困難であることを認定した場合

オ その他、区長が特に必要があることを認定した場合

(2) 原爆一般疾病医療費の支給等受給者である又は受給者となり、第5条による届出があった場合、当該受給者である被保険者

(保険給付の一時差止め)

第10条 法第63条の2第1項又は第2項の規定により、現金給付による保険給付の全部又は一部の支払の差止めを決定した世帯主に対し、差し止める保険給付が生じたとき、区長はその給付の支出決定後にその給付の全部又は一部の差止めについて『国民健康保険給付差止通知書』(様式6)

を、世帯主あて交付する。

- 2 前項の通知を行う場合において、政令第 28 条の 6 に規定する特別の事情がある場合は『特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書兼弁明書』により届出を求める。

(保険給付の一時差止めの解除)

第 11 条 法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により保険給付の全部又は一部を差し止められた世帯主が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、区長は当該差止めを解除し、『国民健康保険給付差止解除通知書』(様式 7) を、世帯主あて交付する。

(1) 当該差止めに係る滞納保険料の額が、完納又は各納付月の納期限から 1 年 6 月未満となった場合

(2) 世帯主が政令第 28 条の 6 に規定する特別の事情に該当し、第 5 条による届出があった場合
(保険給付の一時差止めからの滞納保険料額の控除)

第 12 条 法第 63 条の 2 第 3 項の規定により、区長は一時差止めしている保険給付の額から滞納している保険料額を控除するときは、あらかじめ、『国民健康保険給付充当通知書』(様式 8) を、世帯主あて送付する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 『国民健康保険料滞納世帯に係る被保険者証等取扱要綱』は廃止する。

様

国民健康保険特別療養費支給予告通知書

川崎市 区 長

既に催告書等により滞納している国民健康保険料等を完納するよう、また納付できない事情がある場合は納付相談できる旨をお知らせしてきましたが、いまだ完納されていません。このまま滞納が続きますと、法の定めにより特別療養費を支給すること及び財産につき滞納処分を受けることになりますので、指定期日までに納付するよう催告します。

なお、指定期日までに完納出来ない場合は納付相談を受け付けておりますので、下記問合せ先に来庁してください。

さらに、同封している別紙『国民健康保険特別療養費について』に記載された事情に該当する場合は、指定期日までに同封の『特別の事情・原爆一般疾病医療等受給者に関する届書兼弁明書（様式2）』の提出が必要となりますので、その事実が確認できる書類等とあわせて下記問合せ先に来庁の上御提出ください。

指定期日： 年 月 日

※何らかの事情で来庁できない場合は、必ず、期日までに問合せ先へ電話連絡をお願いします。

※会社などの健康保険に加入した場合、国民健康保険脱退の手続は御本人が行う必要があります。重複して保険料をお支払いいただいた期間があるときは、保険料をお返しできる場合（時効2年）もあります。

- * 本状到着前に納入された場合は、行き違いですので御了承ください。
- * 送金される場合は、この通知書を同封して現金書留でお願いします。

問合せ先

国民健康保険特別療養費について

特別な理由がなく、保険料を 1 年以上滞納している場合、特別療養費の支給対象になります。

(18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある被保険者を除きます。)

医療機関等で受診する際は、窓口にて医療費をいったん全額負担することになりますが、支払った医療費は後日申請により本来自己負担する部分を除いて払戻しを受けることになります。

【特別療養費の支給除外対象】

次の事情等に該当する場合、特別療養費の支給対象から除外されます。同封の『特別の事情・原爆一般疾病医療等受給者に関する届書兼弁明書』により**必ず届け出**てください。

「政令で定める特別の事情」(国民健康保険法施行令第28条の6)について

次の理由により国民健康保険料の納付が困難である場合は、政令で定める特別の事情に該当します。

- 1 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 2 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 3 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 4 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 5 前各号に類する事由があったこと。

「原爆一般疾病医療費の支給等」について

原爆一般疾病医療費の支給等	確認できるもの(例)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給	被爆者健康手帳
児童福祉法 第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第2項の医療に係る療育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第24条の20第1項(同法第24条の24第2項において適用する場合を含む。)の障害児医療費の支給	医療受給者証
予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給	健康被害手帳
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給	自立支援医療受給者証(育成医療・更生医療・精神通院医療)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	入院措置書
麻薬及び向精神薬取締法 第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	措置入院書
母子保健法 第20条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	養育医療券
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 第16条第1項第1号 又は第20条第1項第1号の医療費の支給	救済に関する決定通知書
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第37条第1項 又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付	感染症医療費公費負担又は療養費支給に関する決定通知書
石綿による健康被害の救済に関する法律 第4条第1項の医療費の支給	石綿健康被害医療手帳
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給	健康被害手帳
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給	特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証
難病の患者に対する医療等に関する法律 第5条第1項の特定医療費の支給	特定医療費(指定難病)受給者証
沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 第3条 又は第4条の医療費の支給	診療報酬明細書等
国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給	特定疾病療養受療証
上記に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付	各種手帳等
公費負担医療受給者・川崎市単独医療費助成制度適用者	各種手帳等

特別の事情・原爆一般疾病医療費の支給等受給者に関する届書 兼 弁明書

____ 年 ____ 月 ____ 日

(あて先) 川崎市 区長

(世帯主)
住 所 川崎市 区
氏 名
電 話 ()
(申請人) *世帯主と異なる場合は記入してください。
住 所 川崎市 区
氏 名
電 話 ()

(該当する項目にレ点を記してください。)

- ☐ 納付が困難な理由について、政令で定める特別の事情があることを届け出ます。
- ☐ 原爆一般疾病医療費の支給等を受給していることを届け出ます。
- ☐ 納付が困難な理由について、弁明します。

被保険者記号・番号		50	
1. 政令で定める特別の事情			
納付が困難な理由			
2. 原爆一般疾病医療費の支給等受給者			
氏名			
住所（世帯主と異なる場合に記入）			
個人番号			
原爆一般疾病医療費の支給等の名称			
原爆一般疾病医療費の支給等の受給者番号			
受給の対象となった年月日	(昭和 平成 令和 西暦) 年 月 日		
3. 納付が困難なことについての弁明			
納付が困難な理由			

※「特別の事情」及び「原爆一般疾病医療費の支給等」の詳細は、国民健康保険特別療養費について（様式1別紙）の「政令で定める特別の事情」及び「原爆一般疾病医療費の支給等」の説明を御覧ください。

※1については事情を確認できる書類を提示してください。

※2については受給を確認できる書類を提示してください。

※3については事情を確認できる書類を提示し、指定期日までに提出してください。

<問合せ先>

(世帯主)

様

年 月 日

特別療養費に係る事前通知書

川崎市 区長 印

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十四条の三第一項又は第二項の規定に基づき、貴世帯については、次の通り、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第三項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

1 特別療養費の支給対象者

氏 名	住 所	生年月日

2 特別療養費の支給開始日

年 月 日

<注意事項>

- ①特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ②次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
- ・滞納している保険料を納めたとき
 - ・災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき

この決定に不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県国民健康保険審査会（県庁内）に対して審査請求をすることができます。

そして、前記の審査請求に係る裁決があり、なお不服があるときは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(世帯主)

様

年 月 日

神奈川県国民健康保険資格確認書返還請求通知書

川崎市 区長

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十四条の三第一項又は第二項の規定に基づき、貴世帯については、次の通り、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、国民健康保険施行規則第27条の5の2第1項の規定に基づき、資格確認書を返還してください。

なお、国民健康保険施行規則第27条の5の2第3項の規定により、資格確認書に表示された有効期限を経過した場合は資格確認書が返還されたものとみなします。

1 返還先

2 返還期限

年 月 日

<問合せ先>

(世帯主)

様

年 月 日

療養の給付等に係る事前通知書

川崎市 区長 印

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十四条の三第四項の規定に基づき、貴世帯については、次の通り被保険者に療養の給付等を行うこととなりますので、同条第五項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

1 療養の給付等を行う対象者

氏 名	住 所	生年月日

2 療養の給付を開始する日

年 月 日

<注意事項>

- 療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。
- 新たに、資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付を希望する場合は、別途申請が必要となります。

<問合せ先>

国民健康保険給付差止通知書

_____ 様

年 月 日

川崎市 区長 印

あなたが滞納している国民健康保険料について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

よって、国民健康保険法第 6 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、 年 月 日に申請のありました国民健康保険給付の支払いについて、その全部・一部を差し止めます。なお、政令で定める特別の事情等があつて、保険料を納付することが困難な場合は同封の届書に記入のうえ、来庁して提出してください。

1 差し止めにかかる保険給付

保険給付名	給付決定額	給付差止額	備考

2 滞納保険料額

この決定に不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県国民健康保険審査会（県庁内）に対して審査請求をすることができます。

そして、前記の審査請求に係る裁決があり、なお不服があるときは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に川崎市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

国民健康保険給付差止解除通知書

年 月 日

様

川崎市 区長 印

さきに通知しました国民健康保険給付の差止めについて、解除しましたので、通知します。

1 差止めを解除する保険給付

保険給付名	給付決定額	給付差止解除額	備考

2 解除理由

- ・ 滞納している保険料が完納もしくは著しく減額したため

・ 納付額 円

・ 納付年月日 年 月 日

- ・ 政令で定める特別の事情が発生したため

- ・ その他

.....

.....

.....

国民健康保険給付充当通知書

_____ 様 年 月 日

川崎市 区長 印

あなたが滞納している国民健康保険料について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

そこで、国民健康保険法第 6 3 条の 2 第 3 項の規定により、 年 月 日に差止めした国民健康保険給付額から滞納している保険料に次のとおり控除して充当します。

1 差止めにかかる保険給付と滞納保険料へ控除・充当する額

保険給付名	給付決定額	給付差止額	滞納保険料への控除・充当額

2 滞納保険料額

この決定に不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に神奈川県国民健康保険審査会（県庁内）に対して審査請求をすることができます。

そして、前記の審査請求に係る裁決があり、なお不服があるときは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に川崎市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。